

答

申

1 審査会の結論

「個人住民税に関する事務 全項目評価書（素案）」及び「固定資産税・都市計画税に関する事務 全項目評価書（素案）」は、特定個人情報保護評価指針（令和6年5月27日 個人情報保護委員会作成）の審査の観点に照らし、適合性及び妥当性ともに基準を満たしていると判断する。

2 審査会の付言

本件において審査会の判断は以上のとおりであるが、当審査会は次のとおり付言する。

特定個人情報は、住民の権利利益に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、その適正な取扱い及び情報漏えい等を防止するための措置の徹底を求める。

3 審議の経過

令和6年12月16日 諮問書の受理

令和7年 1月10日 審議・答申

4 本件事案について調査審議を行った委員

岡崎文委員、青木義男委員、田部井宏明委員、加藤廣行委員、坂井大輔委員